

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

監査公表

- 平成28年度定期監査及び行政監査の結果等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成28年度静岡市井川財産区定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 平成28年度静岡市両河内財産区定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

監 査 公 表

静岡市監査公表第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を行った結果について、同条第9項の規定により、これを公表する。

なお、監査結果の決定については、浅場武前監査委員及び岩崎良浩前監査委員が関与した。

平成29年 4 月17日

静岡市監査委員 村 松 眞
同 杉 原 賢 一

記

第1 監査の種別

定期監査及び行政監査（テーマ監査）

第2 監査の対象

下表の62課かゝりが対象である。なお、表の記載は、監査実施時点（平成28年度）の名称によるものである。

局名	部名等	課かい名
総務局		政策法務課、秘書課、職員厚生課
	危機管理総室	
企画局		東京事務所
財政局	財政部	財政課、契約課
	税務部	清水市税事務所
市民局		市民自治推進課、男女参画・多文化共生課、戸籍管理課、井川支所
葵区役所		健康支援課
駿河区役所		地域総務課、戸籍住民課、保険年金課、健康支援課、長田支所
	駿河福祉事務所	生活支援課、障害者支援課、子育て支援課、高齢介護課
清水区役所		健康支援課
観光交流文化局		M I C E ・国際課、観光交流課、歴史文化課、文化財課、文化振興課
環境局		環境創造課、廃棄物処理課
保健福祉長寿局	地域包括ケア推進本部	
	健康福祉部	高齢者福祉課、保険年金管理課、地域リハビリテーション推進センター
	保健衛生医療部	こころの健康センター
	保健所	生活衛生課、精神保健福祉課
	清水病院	病院総務課、病院施設課、医事課
子ども未来局		子ども未来課、児童相談所
経済局	商工部	商業労政課、清水港振興課
	農林水産部	農地整備課、水産漁港課
都市局	都市計画部	市街地整備課、清水駅周辺整備課
	建築部	住宅政策課
建設局	土木部	建設政策課、河川課
	道路部	道路保全課
会計管理者	会計室	静岡会計課、清水会計課
上下水道局	水道部	水道総務課、営業課、水質管理課、水道事務所
	下水道部	下水道施設課
教育委員会事務局	教育局	教育施設課、学事課
選挙管理委員会事務局		

第3 監査の方法

- 1 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。

- 2 監査結果のフォローアップとして、過年度の定期監査における指摘事項の措置状況について、監査を実施した。
- 3 適正に行われていない事務の再発防止のため、本市の内部統制の在り方について、監査を実施した。
- 4 支出の有効性の観点から、各種団体等への負担金（会費、分担金等）の支出についてをテーマとして行政監査（テーマ監査）を実施した。

第4 監査の範囲

平成28年4月1日から9月30日までに執行された事務事業（一部過年度分も含む。）

第5 監査の期間

平成28年10月20日から平成29年3月30日まで

第6 監査の結果等

I 監査の結果（地方自治法第199条第9項）

一部に指摘事項が見受けられたので、適切な措置を講じるとともに、組織全体での再発防止に努められたい。

なお、監査の結果として示されるのは、①指摘事項、②指導事項及び③意見の3種類である。

① 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性（Economy）・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性（Efficiency）・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性（Effectiveness）・・・目的を達成し、効果を上げているか。

② 指導事項

上記①以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

③ 意見

監査の結果に必然的に伴う、各業務に対する監査委員の意見である。

II 提言（地方自治法第199条第10項）

本市の組織及び運営の合理化に資するために監査の結果に付す、監査の結果を踏まえた意見で、本年度は、組織運営の合理化に必要不可欠であると考えられる内部統制の在り方に関する提言及び「全体を見据えた事業展開（全体最適）」をキーワードとした提言を行う。

なお、監査の結果及び提言の詳細は、後述のとおりである。

【参考】

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（職務）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

第2項から第8項まで 略

9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

第11項以降 略

I 監査の結果

1 指摘事項及び意見

(1) 総務局

ア 監査対象課かい

政策法務課、秘書課、職員厚生課

危機管理総室

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかったが、2件の指導事項があった。

【意見】

① 情報公開制度のステップアップについて（政策法務課）・・・【有効性の観点】

本市の情報公開制度は、平成8年の旧静岡市・旧清水市時代の条例施行から20年以上（旧蒲原町からは35年以上）が経過し、制度自体は定着してきているものといえる。しかし、現在年間で2,000件から3,000件を数える公文書公開請求件数の約7割が建設工事における金入り設計書¹の公開請求で占められている現状は、制度の目的から見ると憂慮すべきものがあると考ええる。

情報公開制度をその本来の目的に立ち返らせるとともに、市民にとってより使いやすい制度とするために何が必要かを考え直し、更なる制度のステップアップを図る必要がある。

その際、原点である公文書の適正な管理と保存を改めて徹底するとともに、これが市民と行政が共有すべき知的資源であるとの認識のもとに、情報提供施策の充実を図るという方向性に留意して検討されたい。

¹金入り設計書・・・単価及び金額の記載された設計図書

② 予防法務²の内部統制への生かし方について（政策法務課）・・・【有効性の観点】

地方公共団体における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、地方自治法改正が予定されており、その中で、政令指定都市の市長は内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することが義務付けられることとなる。

一方、政策法務課では、「静岡市政策法務推進計画」に基づき、予防法務に関する事業として行政リーガルドック事業³を実施し、その成果としてリーガルチェックシート⁴が作成され、各所管課で活用できる状態となったところである。

このリーガルドック事業を通して得られた予防法務の成果は、今後の内部統制⁵の構築に当たって本市独自の観点からの有効な要素となり得るものであるから、特色ある内部統制体制の整備・運用を目指して関係部署との連携協力を進めていくことを望むものである。

²予防法務・・・将来における法的な紛争を未然に防止し、又は紛争が発生した場合の損失を最小限のものにするため、法実務上のノウハウを駆使し、事前に措置を講じること

³行政リーガルドック事業・・・政策法務アドバイザーが、事務事業の内容及び手続等を対象に、内部統制の観点から法的課題の抽出及びその解決策の提示等を行う事業

⁴リーガルチェックシート・・・日常業務における事務の根拠法令を確認し、市民に対し事務の適切な説明責任を履行するために作成した、標準的な確認項目を備えた様式

⁵内部統制・・・事務事業の誤り、情報漏えい、職員の不祥事などを未然に防止するため、市の組織内部において自律的に事務の執行体制や人をコントロールできる仕組みのこと

(2) 企画局

ア 監査対象課かい
東京事務所

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかったが、1件の指導事項があった。

(3) 財政局

ア 監査対象課かい

財政部	財政課、契約課
税務部	清水市税事務所

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

(4) 市民局

ア 監査対象課かい

市民自治推進課、男女参画・多文化共生課、戸籍管理課、井川支所

イ 監査の結果

監査した結果、次の2件の指摘事項については是正・改善を求めた。また、3件の指導事項があった。

【指摘事項】

① 不適切な見積執行等について（市民自治推進課）・・・【合規性の観点】

静岡市戦没者を追悼し平和を祈念する式典実施業務委託に係る単独随意契約⁶の見積執行について、処務事務マニュアルによると予定価格書⁷の見積書比較価格⁸の範囲内で相手方を決定すべきところ、見積書比較価格を上回る金額で相手方を決定していた。また、当該委託契約に係る契約金額は、見積金額に消費税等相当額として100分の8の額を加算した額とすべきところその額が加算されていなかった。

この点について所管課に確認したところ、相手方に見積心得を交付していなかったため、相手方は見積書の提出時に見積金額の108分の100に相当する金額としないまま提出していたことが判明した。

この結果、契約金額自体には消費税等相当額が加算されていることとなったが、見積執行段階から契約締結に至る一連の手續に重大な誤りがあったことが明らかとなった。

⁶単独随意契約・・・競争の方法によらず市が特定の者を選択して契約を締結する方法。公正かつ適正な契約を確保するための競争がなくなるため、この方法によることのできる契約の範囲は、地方自治法施行令や市契約規則で厳密に定められている。

⁷予定価格書・・・予定価格（地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として長があらかじめ作成する価格）を記載する様式

⁸見積書比較価格・・・落札（採用）決定する際に入札（見積）書と比較するための基準とする額のこと、消費税及び地方消費税相当額を含めないもの

② 契約書への仕様書の添付漏れ等について（市民自治推進課）・・・【合規性の観点】

静岡市戦没者を追悼し平和を祈念する式典実施業務委託において、委託契約書の中には「別紙仕様書のとおり」との記載があるにもかかわらず、市が受領した契約書に仕様書が添付されていなかった。さらに、相手方に交付した契約書には仕様書が添付されていたものの、当該仕様書に契約書との契印が押印されていなかった。

(5) 葵区役所

ア 監査対象課かい
健康支援課

イ 監査の結果
監査した結果、指摘事項等はなかった。

(6) 駿河区役所

ア 監査対象課かい

地域総務課、戸籍住民課、保険年金課、健康支援課、長田支所	
駿河福祉事務所	生活支援課、障害者支援課、子育て支援課、高齢介護課

イ 監査の結果

監査した結果、次の1件の指摘事項については是正・改善を求めた。また、3件の指導事項があった。

【指摘事項】

タクシーチケットの残数管理について（地域総務課）・・・【正確性の観点】

金券類の取扱いに関しては、平成16年12月15日に当時の出納課長から通知が発出されており、当該通知によれば、印紙等の金券に類するものについても、市公文書管理規程に定める郵券の管理に準じて取り扱うこととされている。また、平成28年12月27日にもコンプライアンス推進課内部統制担当課長及び静岡会計課長からも同様の通知が発出されているところである。

このような中、駿河区地域総務課が区役所内の他課に配布する際のタクシーチケットは管理簿に記録されていたものの、同課が保管しているタクシーチケットの受領に関しては記録が残されておらず、残数管理が行われていなかった。

【意見】

① 生活保護費に係る返還金等⁹の債権管理について（生活支援課）・・・【有効性の観点】

生活保護費に係る返還金等について、納期を経過した収入未済額が9月末時点で8千万円を超えていた。過去の定期監査において他区でも同様の状況（葵区約1億4,100万円（平成26年度定期監査時）、清水区約5,600万円（平成27年度定期監査時））が見られ、平成27年度の決算数値を見ると、生活保護費に係る返還金等の収入未済額は市全体で2億9,559万円余となっていた。しかしながら、駿河区におけるこの収入未済額については、台帳等による管理や、督促などの手続を行っているのにとどまり、電話折衝等による積極的な催告や、対象者死亡に伴う相続人の調査及びそれに伴う相続人への催告などの処理は十分に行われていなかった。

これらの事務を行う生活保護に関するケースワーカーの数が充足できていない状況はあるものの、多額の収入未済額が存在し、更に増加している状況を重く受けとめるべきであるから、必要な人員の確保を待つだけでなく、3区的生活支援課と福祉総務課とが連携し、債権管理事務に関するノウハウの習得等による抜本的な債権管理対策に取り組まれない。

② 児童福祉法改正への対応について（子育て支援課、児童相談所）・・・【有効性の観点】

児童福祉法の一部が改正され、要保護児童等に対して、これまでの「市町村から児童相談所」、「福祉事務所から児童相談所」及び「児童相談所から福祉事務所」への事案送致に加え、「児童相談所から市町村」への事案送致が新設されることとなった（平成29年4月1日施行）。

この法改正の趣旨は、児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を行うものであるが、監査時点では施行期日2か月前であるにもかかわらず、法改正の趣旨への理解や法施行後の役割分担等について、関係課（児童相談所、福祉事務所、子ども家庭課）の対応協議や共通理解が十分にされているとは言えない状況であった。

国は改正法の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしているため、国の法改正に合わせた体制の見直しが今後も予想される。

⁹生活保護費に係る返還金等・・・急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から返還させ、又は不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の全部又は一部を徴収することなどにより発生した債権

以上のことから、要保護児童に対する児童相談所、市町村、福祉事務所としてのそれぞれの立場や役割分担を早急に整理し、法改正の趣旨を踏まえた体制を整備されたい。

(7) 清水区役所

ア 監査対象課かい
健康支援課

イ 監査の結果
監査した結果、指摘事項等はなかった。

(8) 観光交流文化局

ア 監査対象課かい

M I C E ・国際課、観光交流課、歴史文化課、文化財課、文化振興課

イ 監査の結果

監査した結果、次の4件の指摘事項については是正・改善を求めた。また、8件の指導事項があった。

【指摘事項】

① 受託者の収入について（M I C E ・国際課）・・・【正確性の観点】

地域資源「伝統芸能芸妓」ブランディング推進事業の事業決裁に添付された積算書においては、鑑賞会等の参加費を受託者の収入とすることとし、事業の実施に要する費用から当該収入見込み額を控除して委託料が積算されており、実際に事業を実施する際には、委託料とは別に受託者が参加者から飲食代、会場費相当分を参加費として収受していた。

しかしながら、契約書においては、何らこのような取扱いを明記した条項が記載されていなかった。

② 歳入調定伺い¹⁰の起票漏れについて（観光交流課）・・・【正確性の観点】

行政財産の目的外使用¹¹に係る使用料については、市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第4条の規定により使用前にその使用料を納付しなければならないとされており、処務事務マニュアルでは、許可期間が複数年にわたる等の一定の要件を満たすものに関しては5月31日までに納付しなければならないこととされている。

しかしながら、下表に掲げる土地に係る行政財産の目的外使用に関しては、許可期間が複数年にわたるものであるため、5月31日までに納付する必要があるところ、予

¹⁰歳入調定伺い・・・歳入を徴収しようとする場合に、その歳入の内容を調査して収入金額を決定する、市内部での意思決定のこと

¹¹行政財産の目的外使用・・・行政財産は「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」（地方自治法第238条の4第7項）こととされている。使用許可は公法上の行政処分であり、その使用料の取扱いに関しては、市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例で定められている。

備監査時点（11月11日時点）まで歳入調定伺い及び納入通知書送付の事務手続が行われていなかった。

中部電力（三保及び村松）	本柱3本、支柱1本、支線4条
〃（由比本陣施設内）	本柱1本、支線1条
西日本電信電話株式会社（広重美術館等）	本柱2本、支線2条

③ 未収金に係る必要な措置について（文化財課）・・・【合規性の観点】

平成8年度に完了した宗小路古墳群発掘調査における委託料の未収金（請求額26,155,401円、平成28年12月22日現在残額11,930,000円）について、平成11年度から分納による納付が続けられていた。

しかしながら、地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行期限を延長する手続をとっていなかった上、履行の遅滞に係る損害賠償金に係る債権についても明らかにされていない。

④ 利用許可後の変更手続について（文化財課）・・・【合規性の観点】

文化財資料館特別展示室兼会議室の利用許可について、市文化財資料館条例第9条では、利用の許可の取消しは、「（1）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき、（2）資料館の管理上支障があると認めるとき、（3）前2号に掲げる場合のほか、必要があると認めるとき」と定められているが、利用の許可を受けた者から利用許可後に口頭で利用日時の一部を取り消す申出があったときに、単に決裁文書を手書きで訂正（利用許可した5日分のうち3日分を取り消し、使用料4,050円を1,620円に訂正）するのみで、条例を根拠とした利用許可の取消手続がされていない。

なお、市文化財資料館条例及び同条例施行規則では、利用者の申出による場合の利用の許可の取消しや使用料の還付に関する規定が定められておらず、規定の整備について検討する必要がある。

【意見】

学校連携事業の展開について（歴史文化課）・・・【有効性の観点】

新たに建設される歴史文化施設の基本構想には「学校教育との連携を深め、郷土学習の拠点をめざす」ことが掲げられており、学校との連携は、歴史文化施設の一つの柱となっている。そして、平成28年度に実施された学校連携事業は、小中学生が主体となって地域の歴史を学ぶことで郷土愛の醸成を図るとともに、新たに建設を予定している歴史文化施設を小中学生が使いやすい施設とするためのヒントを得ることや、その建設への機運を醸成することを目的として行っているとのことであった。

平成28年度は、城内中学校と連携した事業として同校の生徒が自主的に作成した「静岡検定100」を用いて地域の歴史を身近なものにする取組を行い、さらにその一部を市の広報紙に掲載するなど広く情報発信に努めていた。

しかしながら、この事業の今後の展開について確認したところ、歴史文化施設が開館するまでの期間は実施するとしながらも、その間の対象校や実施内容は来年度実施予定の1校を除き未定であるとのことであり、また教育委員会との連携関係も有効に構築できていないことが窺われた。

学校連携事業については、これを一過性のものとするものがないよう、その目的を十分意識しながら、教育委員会の理解と協力を得て、その成果を全ての小中学校に行き渡らせることのできる方策も含め、郷土の歴史を体系的に学ぶことのできる仕組みを構築し、更なる発展・継続に努められたい。

(9) 環境局

ア 監査対象課かい

環境創造課、廃棄物処理課

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかったが、1件の指導事項があった。

(10) 保健福祉長寿局

ア 監査対象課かい

地域包括ケア推進本部	
健康福祉部	高齢者福祉課、保険年金管理課、地域リハビリテーション推進センター
保健衛生医療部	こころの健康センター
保健所	生活衛生課、精神保健福祉課
清水病院	病院総務課、病院施設課、医事課

イ 監査の結果

監査した結果、次の3件の指摘事項については是正・改善を求めた。また、12件の指導事項があった。

【指摘事項】

① 契約書等の記載誤りについて（地域包括ケア推進本部）・・・【正確性の観点】

契約に当たっては、責任の所在を明確にするためにも相手方の名称の記載には特に注意する必要があるが、静岡市認知症疾患医療センター運営事業の実施に当たって締結した契約には、これに関連する書類（原契約、変更契約、見積結果表）ごとに記載された受託者の名称の表現に統一性がなく、法人名称の一部の欠落や代表者の役職名の誤り等が数多く見られた。

② 再委託禁止規定について（地域包括ケア推進本部）・・・【合規性の観点】

静岡市認知症疾患医療センター運営事業において、受託者は連携病院と「連携に関する承諾書」を締結し、身体合併症に対する急性期入院治療等の事業を再委託し、市がこの事業の実施に関し定めた実施要綱でも再委託を認めていたにもかかわらず、当該要綱の規定や事業の内容を考慮せずに、委託契約書第6条で委託業務の第三者への再委託を禁止する規定を残置していた。

- ③ 医務薬務手数料徴収事務の委託と当該委託の単独随意契約理由の合理性について（生活衛生課）・・・【正確性、合規性及び経済性の観点】

医務薬務手数料徴収事務委託は、食品衛生課所管の食品衛生営業許可申請手数料等徴収事務委託と合わせて、静岡市食品衛生協会に単独随意契約で委託するものである。この契約については、食品衛生課が監査対象となった平成27年度の定期監査において、地方自治法に定める私人への徴収事務委託の要件を確認することができず、単独随意契約を採用する合理性もないことを指摘したにもかかわらず、監査時点において、指摘に対する措置が講じられていないままの状態ですぐに医務薬務手数料徴収事務委託が静岡市食品衛生協会を単独随意契約の相手方として実施されていた。

(11) 子ども未来局

ア 監査対象課かい

子ども未来課、児童相談所

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかったが、2件の指導事項があった。

【意見】

(再掲)

児童福祉法改正への対応について（児童相談所、駿河福祉事務所子育て支援課）・・・

【有効性の観点】

児童福祉法の一部が改正され、要保護児童等に対して、これまでの「市町村から児童相談所」、「福祉事務所から児童相談所」及び「児童相談所から福祉事務所」への事案送致に加え、「児童相談所から市町村」への事案送致が新設されることとなった（平成29年4月1日施行）。

この法改正の趣旨は、児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を行うものであるが、監査時点では施行期日2か月前であるにもかかわらず、法改正の趣旨への理解や法施行後の役割分担等について、関係課（児童相談所、福祉事務所、子ども家庭課）の対応協議や共通理解が十分にされているとは言えない状況であった。

国は改正法の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしているため、国の法改正に合わせた体制の見直しが今後も予想される。

以上のことから、要保護児童に対する児童相談所、市町村、福祉事務所としてのそれぞれの立場や役割分担を早急に整理し、法改正の趣旨を踏まえた体制を整備されたい。

(12) 経済局

ア 監査対象課かい

商工部	商業労政課、清水港振興課
農林水産部	農地整備課、水産漁港課

イ 監査の結果

監査した結果、次の4件の指摘事項については是正・改善を求めた。また、3件の指導事項があった。

【指摘事項】

① 予定価格の決定時期について（清水港振興課）・・・【合規性の観点】

処務事務マニュアルでは、予定価格は決定者が見積執行直前（前日又は当日）に決定し、予定価格書に記入することとなっているが、清水都市ウォーターフロント活性化推進事業（その2）の委託契約では、予定価格の決定者である所属長が当該ルールを承知していながら、特段の理由もなく見積執行の2日前に予定価格の決定を行っていた。

② 漁港管理使用料（クレーン）の徴収について（水産漁港課）・・・【合規性の観点】

収納金の取扱いは、市会計規則第123条第4項に基づき、即日又は翌日に指定金融機関等へ払い込むこととされ、やむを得ない理由で会計管理者の承認を得たときは、この限りでないとされている。また、同規則第32条の規定により徴収事務を委託した場合には、徴収事務委託契約書に基づき受託者は市会計規則の定めるところにより、受託事務を取り扱うものとされている。

用宗フィッシャリーナにおけるクレーン使用料の収納金については、徴収事務委託契約により行っていたが、受託者が市会計規則の規定に反して収納の都度金融機関等へ払い込むことなく一括して翌月に金融機関に払い込んでいる事実が明らかになった。所管課は、公金の適正な取扱いについて、受託者に対して必要な指導を直ちに行うべきである。

なお、この事実は、平成28年度指定管理者監査の過程において、既に所管課に伝えていたが、是正されていなかった。

③ 甲種漁港施設の占用等について（水産漁港課）・・・【法規性の観点】

- 1) 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築しようとする者は、市漁港管理条例第14条第1項の規定により市長の許可を受け、第17条第1項に基づく占用料を納付するものとされている。

しかしながら、用宗漁港施設の漁具補修保管施設用地（漁具干場）を占用し、建物等を設置している者に対し、同条例の規定の適用を誤り第12条に掲げる当該施設の目的以外の目的に利用する場合に該当させて目的外使用許可を行っていた。その一方で、当該目的外使用許可とされた使用料については、当該許可に係る使用料ではなく、本来の占用料の単位及び金額を用いて算定していた。

- 2) 上記1)の者に対し、同条例第17条第5項に基づき使用料等を免除していたが、平成27年度については市漁港管理規則第19条及び第20条の規定による甲種漁港施設等使用料等減額・免除承認申請書の提出を受けることなく使用料等を免除していた。

【意見】

用宗フィッシャリーナの今後の在り方について（水産漁港課）・・・【有効性の観点】

用宗フィッシャリーナは、漁港内に無秩序に係留されていたプレジャーボート等の小型船舶についてその適切な係留場所を確保することにより漁港施設の適正な維持管理を図り、もって漁業生産活動の円滑化を図る目的で平成14年度に整備された施設である。

しかしながら、現状では陸置施設の不法占用者の存在、給油施設の管理手続の不備、指定管理業務の不十分な実施といった問題が散見されている。さらに、指定管理者制度¹²による管理の有効性や必要性についての所管課の説明も十分なものではなかった。

これらのことを踏まえ、この施設が設置された原点に立ち返り、漁業者の意見を十分に聴取し、現状における漁業との利用調整の在り方を再評価するなど、諸課題を整理した上で用宗フィッシャリーナの今後の在り方を再検討されたい。

¹² 指定管理者制度・・・住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するために、地方公共団体の指定する者（指定管理者）が公の施設の管理を代行する制度のこと

(13) 都市局

ア 監査対象課かい

都市計画部	市街地整備課、清水駅周辺整備課
建築部	住宅政策課

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかったが、3件の指導事項があった。

(14) 建設局

ア 監査対象課かい

土木部	建設政策課、河川課
道路部	道路保全課

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

(15) 会計管理者

ア 監査対象課かい

会計室	静岡会計課、清水会計課
-----	-------------

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

(16) 上下水道局

ア 監査対象課かい

水道部	水道総務課、営業課、水質管理課、水道事務所
下水道部	下水道施設課

イ 監査の結果

監査した結果、次の3件の指摘事項については是正・改善を求めた。また、1件の指導事項があった。

【指摘事項】

① 共益費の算定誤りについて（水道総務課）・・・【正確性の観点】

水道部及び下水道部の経営拠点である上下水道局庁舎は、テナント部分には賃貸借契約により静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター（以下「CCC」という。）や民間事業者が入居しており、当該庁舎の維持管理に関する共益費、水道料金・下水道使用料及び電気料（以下「共益費等」という。）の支払については、庁舎の所有者である水道部がその全額をいったん支払い、その後、下水道部に対しては下水道事業会計から水道事業会計への負担金を、テナント部分入居者に対しては賃貸借契約書に基づき負担すべき金額をそれぞれ請求し、その額を雑収益として水道事業会計に収入していた。

テナント部分入居者との間で取り交わされた賃貸借契約書では「賃貸借に伴う借受人が負担すべき共益費は、別表に掲げる費用を勘案し、貸付人、借受人協議の上決定するものとする。」とされ、別表には共用部光熱水費、設備保守運転管理業務等、共益費を構成する項目が列記されている。

共益費等について、下水道部及びテナント部分入居者とは貸付面積、使用実績、人数等の数値を用いて按分して算定する方法を取り決めていたが、これらの内容については、下水道部との間では明文の取決めはなく、また、テナント部分入居者との間にも文書化した協議書等は締結されていなかった。

このような状態の中、共益費等について、以下の4件の算定誤りが判明した。

- 1) 上下水道局庁舎の共用部分における共益費の項目のうち、消耗品費及び一般廃棄物処理業務費の算定において、水道部と下水道部との按分の根拠となる職員数を水道部では正しくは113名であるところを118名と、下水道部では正しくは128名である

ところを135名と、それぞれ誤って算定したことにより、下水道部及び一部のテナント部分入居者に対する請求金額を誤る結果となっていた。

- 2) 水道料金・下水道使用料は上下水道局庁舎全体での契約となっており、全体使用量を水道部・下水道部、テナント部分入居者への貸付部分に配管された管の口径と取り付けられた個別のメーターから把握した使用量により按分し、さらに、水道部・下水道部の使用量は人数按分し、それぞれの負担すべき金額を決定し、下水道部及びテナント部分入居者への請求金額を算定していた。

しかしながら、平成28年度6・7月分の請求において、水道部・下水道部の使用量数値を誤って算定したことにより、下水道部及びテナント部分入居者に対する請求金額を誤る結果となっていた。

- 3) C C Cの給水に係るメーターは、水道部・下水道部に係るメーターから分配されているため、水道部・下水道部の使用水量を算定するにはC C Cの使用水量を減じなければならないが、平成28年6・7月分及び同年8・9月分の水道部・下水道部の使用水量については、C C C分を減ずることなく算定したことにより、下水道部及びテナント部分入居者に対する請求金額を誤る結果となっていた。
- 4) テナント部分入居者の電気料については、各入居者への貸付部分の電気設備容量、取り付けられた個別のメーターからの使用量等の項目を用いて請求金額を算定していた。また、水道部・下水道部の電気料については、庁舎全体の金額からテナント部分入居者に係る請求金額を差し引いた後、これを水道部、下水道部がそれぞれ専有する面積で按分し、下水道部に対する請求金額を算定していた。

しかしながら、これらの算定項目である燃料費調整額¹³では平成28年4月から9月分までの数値を、再生可能エネルギー発電促進賦課金¹⁴では平成28年5月から9月分までの数値をそれぞれ誤って用いて算定したことにより、下水道部及び一部のテナント部分入居者に対する平成28年4月から9月分までの請求金額を誤る結果となっていた。

¹³ 燃料費調整額・・・燃料費調整制度（火力燃料の価格変動を電気料金に反映させることを目的として、変動に応じて毎月の電力料金を調整する制度）に基づく調整額のこと

¹⁴ 再生可能エネルギー発電促進賦課金・・・再生可能エネルギー（風力や太陽光など）により発電された電気を購入した電力事業者が、当該購入に要した費用について、電気の利用者に電力使用量に応じて請求する賦課金のこと

② 積算額の算出誤りについて（水道総務課）・・・【正確性の観点】

市契約規則第10条第2項の規定により、契約における予定価格は適正に定めることとなっていることから、その根拠となる積算額の算出に当たっては正確を期す必要がある。

しかしながら、静岡市上下水道局庁舎開設記念式典設営・運營業務委託契約の積算額に関して、数量の誤りにより積算額が正しい金額と比べ3,100円過大に算出されていた。

③ 使用料の納付期限の誤りについて（下水道施設課）・・・【合規性の観点】

平成28年6月17日から使用許可した資材置場等に係る土地の使用料について、市水道事業及び下水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程第3条の規定により前納すべきところ、行政財産目的外使用許可申請が直前（6月13日）になされたことから、納付期限を使用開始後の同年7月15日としていた。

なお、当該規程は、この事例のように使用開始直前に申請があり使用料を前納できないなどの特別の理由がある場合に対応できない状況となっていることから、規定内容を見直す必要がある。

(17) 教育委員会事務局

ア 監査対象課かい

教育局	教育施設課、学事課
-----	-----------

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかったが、1件の指導事項があった。

【意見】

奨学金貸付金の収入未済について（学事課）・・・【有効性の観点】

この事業は、本市の発展に資する優秀な人材を育成することを目的として、高等学校や大学等に在籍する者に学資を貸与するものであり、監査期日において167人に対し、3,709万円余を貸し付けていた。

当該貸付金については、卒業後に返還していくこととなるが、滞納額（納期を経過した収入未済額）は、平成29年1月時点で3,346万円余に上り、滞納額圧縮が急務となっている。このような中、学事課では滞納額圧縮のため債権の回収強化を図ってはいるものの、未だ滞納額は高額であると言わざるを得ない。滞納額3,346万円余は予算額の66%を占めており、この状況は負担の公平性の観点から由々しき問題である。

さらに、平成27年度からは、定住促進策として大学生等に対する奨学金貸付けの返還免除規定が創設され、今後この事業は拡大していくことが見込まれることから、制度の安定性確保を図るためにも組織を挙げて更なる滞納額の圧縮に向け取り組まれたい。

(18) 選挙管理委員会事務局

ア 監査対象課かい

選挙管理委員会事務局

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

【意見】

主権者教育への取組について（選挙管理委員会事務局）・・・【有効性の観点】

平成28年6月の公職選挙法の改正により新たに高校生を含む18歳・19歳の若者が選挙権を持つようになった。

このような状況のなかで、選挙管理委員会事務局が作成した平成28年度の高校生向け選挙啓発冊子「選挙トリセツ（取扱説明書）」は、高校生の視点でタイトルを変更し、高校生が取材から紙面の編集に携わることで、高校生を含む若者にとって親しみやすい内容となっていた。また、この冊子を主権者教育等の副教材として活用されるよう、市内の全ての高校に配布していた。

本市では、他の自治体に先駆けて、平成20年度から民間からの投票事務従事者の中に高校生を任用しているが、これは高校生の選挙・政治に対する関心を高め、また、高校生自身が選挙事務への従事を通して感じたことを同世代に発信する効果もあり、主権者教育の一環として先見性が認められる。このような高校生を対象とした取組は評価できるものである。

一方、平成28年7月執行の参議院議員選挙では18歳の投票率が、19歳や20歳代の投票率を上回ったことから、高校生に対する啓発事業に一定の成果があったと見られるが、同時に19歳と20歳代の若年層の投票率の低さも指摘されている。

現在、小学校、中学校、高等学校では、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達の段階に応じて、憲法や選挙、政治参加に関する教育が行われているが、今後、高校生への啓発事業だけでなく、「小中学生に対する主権者教育が重要になる」という選挙管理委員会事務局の認識はもっともであり、こうした主権者教育によって醸成された意識が、「自分の住むまちを良くしたいと、積極的にまちづくりに関わろうとする公共

意識」の源泉ともなり、「シチズンシップ」に富んだ人づくりに繋がっていくものと思われる。

今後、「主権者教育の在り方についてどうあるべきか」との課題に的確に対処するために、選挙管理委員会事務局だけでなく、学校現場を含めた市教育委員会や議会、関係部局等がよく連携をとり合い、この課題について市全体で議論・研究を進めることを期待する。

平成28年度 定期監査指摘事項等件数一覧

(単位：件)

局等の区分	指摘事項	指導事項	合計
総務局	0	2	2
企画局	0	1	1
財政局	0	0	0
市民局	2	3	5
葵区役所	0	0	0
駿河区役所	1	3	4
清水区役所	0	0	0
観光交流文化局	4	8	12
環境局	0	1	1
保健福祉長寿局	3	12	15
子ども未来局	0	2	2
経済局	4	3	7
都市局	0	3	3
建設局	0	0	0
会計管理者	0	0	0
上下水道局	3	1	4
教育委員会事務局	0	1	1
選挙管理委員会事務局	0	0	0
合 計	17	40	57

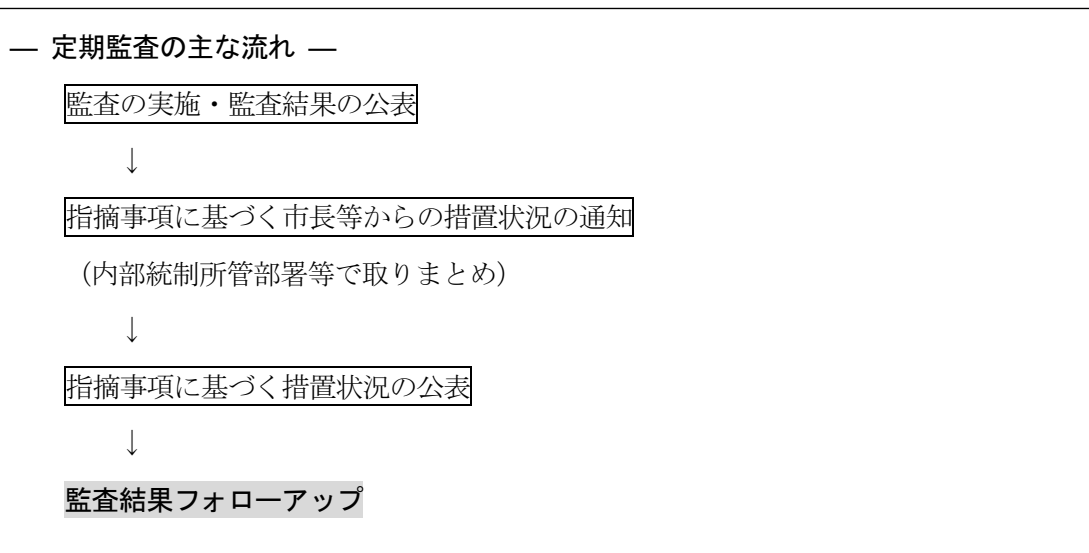
2 監査結果フォローアップ報告

(1) 監査結果フォローアップとは

地方自治法第199条第12項の規定により、市長等が監査結果に基づき改善を図ったときは、その措置状況を監査委員に通知することとなっている。

監査結果フォローアップでは、市長等から通知のあった措置状況について、内部統制が有効に機能しているかという視点のもと検証を行い、改善が認められない事項に対して再度の指摘を行うこととし、このような牽制機能を発揮することにより、監査の実効性を高めていこうとするものである。

また、市の内部統制所管部署と連携して、指摘事項の事後検証等を行うことにより、類似指摘の再発の防止を図ろうとするものである。



(2) フォローアップの対象となる指摘事項

平成28年度定期監査の対象となった課かいに対する前回の定期監査（主に平成25年度定期監査）における11件の指摘事項

(3) フォローアップの結果

前回の定期監査の指摘事項11件を確認したところ、その全件において、監査委員に通知された措置が対象課かいで実施されていたことを確認した。

なお、今回の監査対象課かいの所管する事務で、未だに措置状況が通知されていない前回の定期監査の指摘事項はない。

3 行政監査（テーマ監査）結果報告

（1）監査のテーマ

各種団体等への負担金（会費、分担金等）の支出について

（2）監査の目的

厳しい財政状況の中、近年、全庁的に事務事業の見直しが進められている。

本市では、各部局がそれぞれの施策に応じて各種団体等に参加し、規約、会則等に基づいて、当該団体等への負担金を支出しているが、これらについても、団体等への加入目的や負担金の支出効果検証などの確認を行う必要があることから、市の支出の透明性や有効性のチェック機能を高め、各部局での負担金支出の再検討の機会を促すことを目的として、負担金の支出をテーマに選定し、監査を実施した。

なお、同テーマでの監査は、平成26年度から引き続いて実施しており、本年度は過去2か年度対象とならなかった課かいを対象として、定期監査と併せて実施し、これにより全課一巡することから、同テーマでの監査は本年度が最終年度となる。

（3）監査の対象

平成28年度定期監査の対象となる62課かいが、平成27年度又は同28年度に会費、分担金等として支出している各種団体等に対する負担金（本年度は支出予定のものを含む。）を対象とした。

ただし、次に列挙するものは今回の監査対象から除外した。

ア 研修等参加負担金のような一時的なもの

イ 法令等で支出が定められている国・県・他市町村・一部事務組合（広域連合）への負担金

ウ 本市のなかでの負担金（会計間での負担金等）

エ 単発的に開催される全国大会や各種イベント等の実行委員会に対する負担金

オ 特定施設等の運営や維持管理に係る負担金

カ 福祉給付や個人給付に係る負担金

（4）監査の期間

平成28年10月20日から平成29年3月30日まで

(5) 監査の方法

監査対象の各課かいから、資料の提出を求めるとともに、次に記載した「監査の着眼点」に基づくヒアリング等を実施し、負担金の支出目的やその効果などについて確認を行った。

(6) 監査の着眼点

平成26年度及び27年度の定期監査〔行政監査（テーマ監査）〕での監査結果（意見）を踏まえ、以下のとおり着眼点を定めた。

- ア 負担金支出（団体等への加入）の目的は明確か。
- イ 規約、会則等で負担金の支出根拠や算定方法は明確になっているか。
- ウ 団体等の財務状況を確認しているか。
- エ 団体等の活動に積極的に参加しているか。
- オ 負担金の支出時期は妥当か。
- カ 負担金支出に見合った成果物の提供はあるか。
- キ 負担金支出の効果や必要性の検証は行われているか。

(7) 監査の結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

なお、監査した内容は、以下に記載のとおりである。

平成28年度に支出した負担金は177件で、その支出（予定）額の合計は1億9,246万円余で、平均すると1件当たり108万7,386円となっていた（詳細は、巻末に添付した「負担金（会費、分担金等）の支出状況一覧」を参照）。1件当たりの支出金額は、最高で5,000万円・最低で1,000円となっており、最も件数が多いのは、清水病院・病院総務課の28件であった。

また、監査の対象となった負担金の平成27年度と同28年度の2か年の推移を調べたところ、負担金の件数は4件増加し、支出（予定）額も、2,372万円余（14.1%）増加していた。

なお、平成28年度の金額別支出状況とその構成比率は次表のとおりである。

平成28年度 負担金1件当たりの金額別支出状況 (単位：件、%、円)

1件当たりの金額	件数 (構成比率)	支出(予定)額 (構成比率)
1万円未満	25 (14.1)	120,200 (0.1)
1万円以上 5万円未満	65 (36.7)	1,590,696 (0.8)
5万円以上 10万円未満	18 (10.2)	1,183,000 (0.6)
10万円以上 20万円未満	15 (8.5)	1,901,000 (1.0)
20万円以上 50万円未満	22 (12.4)	6,950,348 (3.6)
50万円以上100万円未満	12 (6.8)	8,300,990 (4.3)
100万円以上500万円未満	12 (6.8)	23,176,000 (12.1)
500万円以上	8 (4.5)	149,245,160 (77.5)
合 計	177 (100.0)	192,467,394 (100.0)

次に、1件当たり100万円以上の負担金は、清水港コンテナ航路誘致委員会負担金（清水港振興課）など20件で、合計1億7,242万円余の支出があり、支出総額に対する比率では全体の89.6%を占めていた。その内訳は、次表のとおりである。

平成28年度 負担金1件当たり100万円以上のもの (単位：円)

No.	課かい名	負担金の名称	支出(予定)額
1	清水港振興課	清水港コンテナ航路誘致委員会負担金	50,000,000
2	清水港振興課	清水港客船誘致委員会負担金	31,500,000
3	観光交流課	DMO推進事業負担金	27,000,000
4	観光交流課	青葉シンボルロードイルミネーション事業負担金	12,000,000
5	男女参画・多文化共生課	自治体国際化協会静岡市支部負担金	10,000,000
6	観光交流課	コンベンション・シティー推進事業費負担金	8,316,000
7	道路保全課	道路交通情報提供業務負担金	5,429,160
8	MICE・国際課	富士山静岡空港利用促進協議会負担金	5,000,000
9	観光交流課	(公社) 静岡県観光協会負担金	3,415,000
10	観光交流課	日本平県立自然公園運営協議会負担金	3,190,000
11	清水港振興課	清水港ポートセールス事業負担金	2,876,000

12	秘書課	静岡県市長会分担金	2,315,000
13	秘書課	全国市長会分担金	2,028,000
14	清水港振興課	清水港・みなと色彩計画推進協議会負担金	1,556,000
15	M I C E ・国際課	中部広域観光促進協議会負担金	1,500,000
16	観光交流課	環駿河湾観光交流活性化協議会負担金	1,500,000
17	道路保全課	静岡県道路利用者会議会費	1,350,000
18	財政課	(一財) 地方債協会年会費	1,260,000
19	観光交流課	静岡県大型観光キャンペーン推進協議会負担金	1,124,000
20	建設政策課	全国治水砂防協会静岡県支部会費	1,062,000
合 計			172,421,160

負担金の支出開始時期は、「20年以上前」が44件（24.9%）あり、支出開始時期が「不明」となっていた負担金38件と合わせると、計82件（46.3%）となっていた。

また、平成28年度から新たに支出を開始した負担金は6件、廃止した負担金は2件であり、その内容は次表のとおりである。

平成28年度から新たに負担金の支出を開始したもの

(単位:円)

No.	課 名	負 担 金 の 名 称	平成28年度 支出(予定)額
1	M I C E・国際課	外国青年招致事業に係る負担金	325,012
2	観光交流課	DMO推進事業負担金	27,000,000
3	歴史文化課	全国家康公ネットワーク負担金	200,000
4	廃棄物処理課	電力広域的運営推進機関会費	10,000
5	保険年金管理課	日本マルチペイメントネットワーク推進協議会年会費	100,000
6	水道総務課	静岡労働基準協会年会費	10,000

平成28年度から負担金の支出を廃止したもの

(単位:円)

No.	課 名	負 担 金 の 名 称	平成27年度 支出額
7	観光交流課	静岡県中部地区観光協議会負担金 ^{※1}	470,000
8	水道総務課	清水労働基準協会年会費 ^{※2}	12,500

※1 No.7（静岡県中部地区観光協議会負担金）は、No.2（DMO推進事業負担金）に業務が引き継がれたことにより解散した。

※2 No.8（清水労働基準協会年会費）及びNo.6（静岡労働基準協会年会費）は、市上下水道局の事業所が移転したことにより脱退及び加入した。

【意見】

本年度監査した負担金では、過去2か年で意見してきた、「負担金支出の効果検証」や「団体の財務状況の確認」について、特段の理由があるケースを除き、全てにおいて検証・確認がされていた。

「負担金支出の効果検証」については、2件は本年度から加入したため効果検証していなかったが、それ以外は全ての負担金で効果検証がされており、情報収集や各都市担当者とのネットワーク形成が図られるなど、支出の効果が表れていた。

また、「団体等の財務状況の確認」についてもおおむね実施され、繰越金が多額となっている場合は、団体等に対し会費の引下げや事業拡大の申入れを検討するなど団体等の会員として適切な動きが見られた。

特に、駿河湾フェリーによる清水・土肥航路を活用し、地域公共交通の活性化及び再生を目的とした「駿河湾海上交通活性化協議会」（清水港振興課）は、「交通」という視点に重きを置いていたが、平成28年度から当該団体等の事業を「環駿河湾観光交流活性化協議会」に引き継いだことにより、当該航路を交流人口の拡大及び地域活性化のための環駿河湾の観光の拠点として生かすこととされており、このような負担金の生かし方は評価すべきことである。

負担金の支出は、単に会議や研修に参加して情報収集するだけで満足することなく、市の施策や市を取り巻く環境変化を常に意識して対応することで、本来求められる支出効果が有効に発揮されるものであると考えられるため、今後もそのような認識をもって対応されたい。

【総括意見（3か年の監査結果）】

平成26年度から開始した「各種団体等への負担金等の支出」をテーマとした行政監査は、本年度をもって全課に対して実施されたこととなる。その結果、始めの2か年で監査意見を発したことによりその水平展開が図られ、最終年度である本年度は、負担金支出の効果検証や団体等の財務状況の確認などが確実に行われていた。また、財政課では補助金等（負担金を含む。）の全庁的な調査・見直しが行われており、これと本件行政監査とがあいまって、団体等に加入する目的が不明確な場合にはその団体等から脱退する動きも見られた。

各種団体等への負担金の金額は少額なものもあり、とかく惰性に流されがちな側面もあるが、その点検や効果検証を地道に続けることにより行政効果が発揮されるものとする。本年度をもって各種団体等への負担金に関する行政監査（テーマ監査）は終了するが、その成果の検証や意識改革は今後も自主的に継続してゆくことを望むものである。

負担金（会費、分担金等）の支出状況一覧

(単位：円)

No.	課かい名	負担金の名称	支出相手先	27年度 支出額	28年度 支出(予定)額	支出 根拠	支出開始 時期
1	秘書課	全国市長会分担金	全国市長会	2,028,000	2,028,000	会則	平成15年度
2	秘書課	静岡県市長会分担金	静岡県市長会	2,315,000	2,315,000	会則	平成15年度
3	秘書課	静岡県市政事務研究会分担金	静岡県市政事務研究会	431,000	431,000	会則	平成15年度
4	秘書課	静岡日経懇話会年会費	静岡日経懇話会	60,000	60,000	会則	平成17年度 以前
5	秘書課	内外情勢調査会年会費	(株)時事通信社静岡 総局	207,360	207,360	規程	平成17年度 以前
6	秘書課	教育再生首長会議会費	教育再生首長会議	20,000	20,000	規約	平成26年度
7	秘書課	資産経営・公民連携首長会議年会費	資産経営・公民連携首 長会議事務局	10,000	— ※公共資産経営課にて支出 (10,000)	規約	平成27年度
8	職員厚生課	労働基準協会会費	労働基準協会	20,000	20,000	規約	不明
9	危機管理総室	静岡県防災行政無線運営協議会負担金	静岡県防災行政無線 運営協議会	440,000	610,000	会則	不明
10	危機管理総室	県内都市地震対策連絡会分担金	県内都市地震対策連 絡会	30,000	30,000	会則	不明
11	危機管理総室	石油基地自治体協議会分担金	石油基地自治体協議 会	7,000	7,000	規約	不明
12	東京事務所	静岡県在京企業交流会年会費	静岡県在京企業交流 会	30,000	30,000	会則	平成14年度
13	東京事務所	地方行財政調査会東京懇談会負担金	(一社)地方行財政調 査会	324,000	324,000	定款	平成17年度 以前
14	東京事務所	全国都道府県・政令指定都市 国土交通省担当者連絡協議会会費	全国都道府県・政令指 定都市 国土交通省 担当者連絡協議会	15,000	15,000	会則	平成17年度
15	東京事務所	経済行政研究会会費	経済行政研究会	5,000	5,000	規約	平成26年度
16	東京事務所	静岡県人会年会費	(一社) 静岡県人会	30,000	30,000	会則	平成17年度 以前

No.	課かい名	負担金の名称	支出相手先	27年度 支出額	28年度 支出(予定)額	支出 根拠	支出開始 時期
17	東京事務所	都市東京事務所 長会負担金	都市東京事務所長会	24,000	24,000	規約	平成13年度
18	財政課	(一財)地方債協 会年会費	(一財)地方債協会	1,260,000	1,260,000	定款	昭和54年度
19	財政課	共同発行市場公 募地方債に係る 広報経費等負担 金	(一財)地方債協会	13,626	14,765	協定書	平成19年度
20	財政課	(一財)地方財務 協会年会費	(一財)地方財務協会	540,000	540,000	規程	平成17年度
21	財政課	(一財)地方自治 研究機構賛助会 費	(一財)地方自治研究 機構	135,000	135,000	規程	平成8年度
22	男女参画・ 多文化共生 課	自治体国際化協 会静岡市支部負 担金	(一財)自治体国際化 協会	10,000,000	10,000,000	通知	平成17年度
23	井川支所	日本旅客船協会 基本会費	日本旅客船協会	25,500	25,500	定款	昭和45年 以前
24	井川支所	東海北陸旅客船 協会全期分会費	東海北陸旅客船協会	6,600	6,600	規約	平成6年 以前
25	井川支所	静岡県旅客船協 会会費	静岡県旅客船協会	20,000	20,000	規約	不明
26	井川支所	ダム・発電関係市 町村全国協議会 会費	ダム・発電関係市町村 全国協議会	23,000	23,000	規約	平成20年 以前
27	駿河区役所 戸籍住民課	静岡県静岡・藤枝 地区戸籍住民基 本台帳事務協議 会負担金	静岡県静岡・藤枝地区 戸籍住民基本台帳事 務協議会	120,000	120,000	規程	不明
28	駿河福祉事 務所 生活支援課	東海四県婦人相 談員連絡協議会 会費	東海四県婦人相談員 連絡協議会	1,000	1,000	規約	不明
29	駿河福祉事 務所 生活支援課	全国婦人相談員 連絡協議会会費	全国婦人相談員連絡 協議会	2,000	2,000	規約	不明
30	駿河区福祉 事務所 子育て支援 課	静岡県家庭児童 相談室連絡協議 会会費	静岡県家庭児童相談 室連絡協議会	10,000	10,000	規約	平成17年度
31	MICE・国 際課	富士山静岡空港 利用促進協議会 負担金	富士山静岡空港利用 促進協議会	5,000,000	5,000,000	会則	平成21年度
32	MICE・国 際課	中部広域観光促 進協議会負担金	中部広域観光促進協 議会	1,500,000	1,500,000	規約	平成18年度
33	MICE・国 際課	JNTO賛助金	(独)国際観光振興機 構	550,000	550,000	規約	平成24年度

No.	課かい名	負担金の名称	支出相手先	27年度 支出額	28年度 支出(予定)額	支出 根拠	支出開始 時期
34	MICE・国際課	外国青年招致事業に係る負担金	自治体国際化協会	—	325,012	規則	平成28年度
35	観光交流課	コンベンション・シティ推進事業費負担金	(公財)静岡観光コンベンション協会	8,574,000	8,316,000	通知	平成19年度
36	観光交流課	環駿河湾観光交流活性化協議会負担金	環駿河湾観光交流活性化協議会	3,000,000	1,500,000	規約	平成25年度
37	観光交流課	(公社)静岡県観光協会負担金	(公社)静岡県観光協会	3,415,000	3,415,000	総会	昭和63年度
38	観光交流課	身延線沿線活性化促進協議会負担金	身延線沿線活性化促進協議会	10,000	10,000	規約	昭和62年度
39	観光交流課	静岡県中部地区観光協議会負担金	静岡県中部地区観光協議会	470,000	—	会則	昭和40年度
40	観光交流課	大井川流域振興連絡会負担金	大井川流域振興連絡会	500,000	500,000	会則	平成23年度
41	観光交流課	日本平県立自然公園運営協議会負担金	日本平県立自然公園運営協議会	3,190,000	3,190,000	会則	昭和47年度
42	観光交流課	静岡県大型観光キャンペーン推進協議会負担金	静岡県大型観光キャンペーン推進協議会	1,124,000	1,124,000	規約	平成3年度
43	観光交流課	静岡二峠六宿街道観光推進協議会負担金	静岡二峠六宿街道観光推進協議会	600,000	600,000	規約	平成20年度
44	観光交流課	青葉シンボルロードイルミネーション事業負担金	I Loveしずおか協議会	17,330,000	12,000,000	協定書	平成25年度
45	観光交流課	DMO推進事業負担金	(公財)静岡観光コンベンション協会	—	27,000,000	通知	平成28年度
46	歴史文化課	全国家康公ネットワーク負担金	全国家康公ネットワーク	—	200,000	会則	平成28年度
47	文化財課	富士山世界文化遺産協議会負担金	富士山世界文化遺産協議会	438,000	437,000	要綱通知	平成26年度
48	文化財課	世界遺産連携会議負担金	世界遺産連携会議	20,000	20,000	通知	平成26年度
49	文化財課	全国史跡整備市町村協議会負担金	全国史跡整備市町村協議会	40,000	40,000	規約	昭和41年度
50	文化財課	全国史跡整備市町村協議会東海地区負担金	全国史跡整備市町村協議会東海地区協議会	10,000	10,000	規約	平成11年度

No.	課かいい名	負担金の名称	支出相手先	27年度 支出額	28年度 支出(予定)額	支出 根拠	支出開始 時期
51	文化財課	全国近代化遺産活用連絡協議会負担金	全国近代化遺産活用連絡協議会	20,000	20,000	規約	平成9年度
52	文化財課	全国民俗芸能保存振興市町村連盟負担金	全国民俗芸能保存振興市町村連盟	30,000	30,000	規約	昭和53年度
53	文化財課	朝鮮通信使縁地連絡協議会負担金	朝鮮通信使縁地連絡協議会	10,000	10,000	規約	平成7年度
54	文化財課	静岡県文化財保存協会負担金	静岡県文化財保存協会	5,000	5,000	規約	昭和38年度
55	文化財課	静岡県博物館協会負担金(2施設)	静岡県博物館協会	36,000	36,000	規約	昭和44年度
56	文化財課	キッズアートプロジェクトしずおか負担金(2施設)	(特非)キッズアートプロジェクトしずおか	60,000	60,000	定款	平成26年度
57	文化財課	(公財)日本博物館協会負担金	(公財)日本博物館協会	35,000	35,000	会員規程	昭和37年度
58	文化財課	朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産日本推進部会負担金	朝鮮通信使縁地連絡協議会	600,000	0	通知	平成26年度
59	文化振興課	日本博物館協会会費	(公財)日本博物館協会	30,000	30,000	定款	平成22年以前
60	文化振興課	静岡県博物館協会負担金	静岡県博物館協会	18,000	18,000	規約	平成22年以前
61	文化振興課	静岡県キッズアートプロジェクト負担金	(特非)静岡県キッズアートプロジェクトしずおか	30,000	30,000	定款	平成26年
62	環境創造課	(一社)静岡県環境資源協会負担金	(一社)静岡県環境資源協会	50,000	50,000	規約	平成6年度
63	環境創造課	全国森林環境税創設促進連盟負担金	全国森林環境税創設促進連盟	20,000	20,000	総会	平成23年度
64	環境創造課	ふじのくにエコチャレンジ実行委員会負担金	ふじのくにエコチャレンジ実行委員会	300,000	300,000	規約	平成19年度
65	環境創造課	指定都市自然エネルギー協議会負担金	指定都市自然エネルギー協議会	50,000	50,000	規約	平成23年度
66	環境創造課	国立公園関係都市協議会負担金	国立公園関係都市協議会	20,000	20,000	規約	平成3年度
67	環境創造課	大井川流域振興連絡会負担金	大井川流域振興連絡会	500,000	500,000	予算書	平成23年度

No.	課かい名	負担金の名称	支出相手先	27年度 支出額	28年度 支出(予定)額	支出 根拠	支出開始 時期
68	環境創造課	南アルプスユネスコエコパーク静岡地域協議会負担金	南アルプスユネスコエコパーク静岡地域協議会	200,000	180,000	会則	昭和45年度
69	環境創造課	南アルプス自然環境保全活用連携協議会負担金	南アルプス自然環境保全活用連携協議会	800,000	800,000	規約	平成19年度
70	廃棄物処理課	ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会会費	ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会	25,000	25,000	会則	不明
71	廃棄物処理課	日本ボイラ協会静岡支部会費	(一社)日本ボイラ協会静岡支部会静岡支部	40,000	40,000	規約	不明
72	廃棄物処理課	日本クレーン協会静岡支部会費	(一社)日本クレーン協会静岡支部	24,000	24,000	規程	不明
73	廃棄物処理課	日本電気技術者協会会員会費	(公社)日本電気技術者協会	30,000	30,000	定款	不明
74	廃棄物処理課	静岡市防災協会会費	静岡市防災協会	6,000	6,000	会則	不明
75	廃棄物処理課	静清工業用水道協力会会費	静清工業用水道協力会	23,200	23,200	規約	不明
76	廃棄物処理課	電力広域的運営推進機関会費	電力広域的運営推進機関	—	10,000	定款	平成28年度
77	高齢者福祉課	全国シルバー人材センター事業協会賛助会員会費	全国シルバー人材センター事業協会	100,000	100,000	定款	平成15年度
78	高齢者福祉課	静岡県シルバー人材センター連合会会費	静岡県シルバー人材センター連合会	200,000	200,000	定款	平成15年度
79	高齢者福祉課	介護支援者育成事業負担金	静岡市社会福祉協議会	250,000	250,000	法	平成18年度
80	保険年金管理課	日本マルチペイメントネットワーク推進協議会年会費	日本マルチペイメントネットワーク推進協議会	—	100,000	定款	平成28年度
81	地域リハビリテーション推進センター	全国身体障害者更生相談所長協議会会費	全国身体障害者更生相談所長協議会	7,000	7,000	会則	平成17年頃
82	地域リハビリテーション推進センター	全国知的障害者更生相談所長協議会会費	全国知的障害者更生相談所長協議会	8,000	8,000	会則	平成17年頃
83	こころの健康センター	静岡県電話相談機関連絡協議会会費	静岡県電話相談機関連絡協議会	3,000	3,000	会則	平成23年度以前

No.	課かい名	負担金の名称	支出相手先	27年度 支出額	28年度 支出(予定)額	支出 根拠	支出開始 時期
84	こころの健康センター	全国精神保健福祉センター長会 会費	全国精神保健福祉セ ンター会	50,000	50,000	会則	平成17年度
85	こころの健康センター	医師会費	(一社)静岡市静岡医 師会	131,000	231,100	規則 会則	不明
86	こころの健康センター	日本学校メンタル ヘルス学会会 費	日本学校メンタルヘル ス学会	10,000	10,000	会則	平成23年度
87	こころの健康センター	静岡県精神科デ イケア研究協議 会会費	静岡県精神科デイク ア研究協議会	10,000	10,000	会則	平成27年度
88	生活衛生課	全国環境衛生・廃 棄物対策関係課 長会年会費	全国環境衛生・廃棄物 対策関係課長会事務 局	6,300	6,300	会則	平成15年度 以前
89	精神保健福祉課	静岡県精神保健 福祉協会年会費	静岡県精神保健福祉 協会	120,000	120,000	会則	不明
90	清水病院 病院総務課	日本病院会年会 費	日本病院会	190,000	190,000	定款	平成19年度 以前
91	清水病院 病院総務課	(公社)静岡県病 院協会正会員会 費	(公社)静岡県病院協 会	156,000	156,000	定款	平成19年度 以前
92	清水病院 病院総務課	(公社)全国自治 体病院協議会年 会費	(公社)全国自治体病 院協議会	333,300	317,300	定款	平成19年度 以前
93	清水病院 病院総務課	静岡県自治体病 院協議会会費	静岡県自治体病院協 議会	75,000	75,000	会則	平成19年度 以前
94	清水病院 病院総務課	全国公立病院連 盟会費	全国公立病院連盟	85,000	85,000	会則	平成19年度 以前
95	清水病院 病院総務課	静岡市公的病院 協議会年会費	静岡市公的病院協議 会	7,000	7,000	会則	平成19年度 以前
96	清水病院 病院総務課	静岡県看護管理 者会年会費	静岡県看護管理者会	5,000	5,000	会則	平成19年度 以前
97	清水病院 病院総務課	産婦人科医会・学 会 諸会費	静岡県産婦人科医会	63,000	67,000	会則	平成23年度
98	清水病院 病院総務課	日本医療薬学会 年会費	日本医療薬学会	9,500	9,500	定款	平成19年度 以前
99	清水病院 病院総務課	静岡県病院薬剤 師会 甲会員会 費	静岡県薬剤師会	34,000	34,000	定款	平成19年度 以前
100	清水病院 病院総務課	日本透析医学会 年会費	日本透析医学会	30,000	30,000	定款	平成23年度
101	清水病院 病院総務課	日本褥瘡学会	日本褥瘡学会	9,000	9,000	定款	平成24年度

No.	課かい名	負担金の名称	支出相手先	27年度 支出額	28年度 支出(予定)額	支出 根拠	支出開始 時期
102	清水病院 病院総務課	臨床研修協議会 年会費	臨床研修協議会	25,000	25,000	規約	平成21年度
103	清水病院 病院総務課	医師会関係諸会 費	清水医師会	244,000	240,900	会則	平成19年度 以前
104	清水病院 病院総務課	静岡市清水歯科 医師会会費	静岡市清水歯科医師 会	96,000	96,000	会則	平成19年度 以前
105	清水病院 病院総務課	慶応義塾大学関 連病院会会費	慶応義塾大学関連病 院会	45,000	45,000	請求書	平成19年度 以前
106	清水病院 病院総務課	浜松医大関係病 院長会会費	浜松医大関係病院長 会	5,000	5,000	請求書	平成19年度 以前
107	清水病院 病院総務課	静岡県給食協会 静岡支部会費	静岡県給食協会	12,000	12,000	会則	平成19年度 以前
108	清水病院 病院総務課	清水労災指定医 協会会費	清水労災指定医協会	869,423	965,000	規程	平成19年度 以前
109	清水病院 病院総務課	清水労働基準協 会会費	清水労働基準協会	35,000	35,000	規約	平成19年度 以前
110	清水病院 病院総務課	静岡県社会保険 協会会費	県社会保険協会	14,700	14,700	定款	平成19年度 以前
111	清水病院 病院総務課	清水社会保健委 員会会費	清水社会保健委員会	4,000	4,000	規約	平成19年度 以前
112	清水病院 病院総務課	清水地区安全運 連管理協会会費	清水地区安全運連管 理協会	22,000	22,000	会則	平成19年度 以前
113	清水病院 病院総務課	清水自家用自動 車協会会費	清水自家用自動車協 会	1,800	1,800	規約	平成19年度 以前
114	清水病院 病院総務課	宮加三自治会協 力会費	宮加三自治会	50,000	50,000	会則	平成19年度 以前
115	清水病院 病院総務課	認定病院患者安 全推進協議会年 会費	認定病院患者安全推 進協議会	60,000	60,000	要綱	平成23年度 以前
116	清水病院 病院総務課	(一社) National Clinical Database施設会費	(一社) NationalClinical Database施設会	100,000	100,000	規則	平成26年度
117	清水病院 病院総務課	サクシード会費	総合メディカル(株)	60,000	60,000	規約	平成19年度 以前
118	清水病院 医事課	静岡県医療機関 図書室連絡会費	静岡県医療機関図書 連絡会	3,000	3,000	会則	昭和62年度

No.	課かい名	負担金の名称	支出相手先	27年度 支出額	28年度 支出(予定)額	支出 根拠	支出開始 時期
119	清水病院 医事課	東海地区医学図書館協議会目録 委員会費	東海地区医学図書館 協議会	2,000	2,000	規程	平成19年度
120	児童相談所	全国児童相談所 長会議年会費負担金	全国児童相談所会	14,000	14,000	会則	平成17年度
121	商業労政課	(公財)21世紀職 業財団賛助会員 年会費	(公財)21世紀職業財 団	50,000	50,000	規程	平成18年度
122	清水港振興 課	清水港客船誘致 委員会負担金	清水港客船誘致委員 会	27,800,000	31,500,000	規程	平成2年度
123	清水港振興 課	清水港・みなの色 彩計画推進協議 会負担金	清水港・みなの色彩計 画推進協議会	1,056,000	1,556,000	要綱	平成4年度
124	清水港振興 課	駿河湾海上交通 活性化協議会負 担金	環駿河湾観光交流活 性化協議会	998,000	998,000	規約	平成21年度
125	清水港振興 課	清水港ポートセ ールズ事業負担 金	清水港ポートセー ルス実行委員会	2,876,000	2,876,000	規約	平成6年度
126	清水港振興 課	清水港コンテナ 航路誘致委員会 負担金	清水港コンテナ航路 誘致委員会	50,000,000	50,000,000	要綱	平成18年度
127	農地整備課	中部土地改良事 業推進協議会会 費負担金	中部土地改良事業推 進協議会	30,000	30,000	会則	平成15年度
128	農地整備課	アグリウォーキ ング負担金	清水農業協同組合	100,000	100,000	通知	平成20年度
129	農地整備課	地域環境資源セ ンター会費負担 金	(一社)地域環境資源 センター	20,000	20,000	規程	平成15年度
130	水産漁港課	関東小型船安全 協会負担金	関東小型船安全協会	30,000	30,000	会費 規程	平成7年度
131	水産漁港課	静岡県おさかな 普及協議会負担 金	静岡県おさかな普及 協議会	480,000	480,000	規約	昭和57年度
132	水産漁港課	静岡県漁港漁場 協会負担金	静岡県漁港漁場協会	720,000	884,000	規約	昭和35年度
133	水産漁港課	静岡県遊漁船業 協会負担金	静岡県遊漁船業協会	150,000	150,000	会則	平成3年度
134	水産漁港課	水産資源保護協 会負担金	日本水産資源保護協 会	30,000	30,000	定款	昭和54年度
135	水産漁港課	水産都市協議会 分担金	水産都市協議会	7,000	7,000	会則	昭和52年度
136	水産漁港課	水産土木建設技 術センター負担 金	水産土木建設技術セ ンター	100,000	100,000	定款	平成2年度

No.	課かい名	負担金の名称	支出相手先	27年度 支出額	28年度 支出(予定)額	支出 根拠	支出開始 時期
137	水産漁港課	富士川下流市連絡会負担金	富士川下流市連絡会	25,000	25,000	規約	昭和58年度
138	水産漁港課	中部地域栽培漁業推進協議会負担金	静岡県漁業振興基金	553,000	553,000	規約	平成22年度
139	市街地整備課	都市防災推進協議会負担金	都市防災推進協議会	40,000	40,000	規約	平成7年度
140	市街地整備課	全国市街地再開発協会負担金	(公社)全国市街地再開発協会	80,000	80,000	定款	昭和44年度
141	市街地整備課	静岡県市街地再開発促進協議会負担金	静岡県市街地再開発促進協議会	10,000	10,000	規約	昭和62年度
142	市街地整備課	都市再開発促進協議会負担金	都市再開発促進協議会	40,000	40,000	規約	平成5年度
143	市街地整備課	(社)街づくり区画整理協会会費	(社)街づくり区画整理協会	376,000	376,000	規程	不明
144	市街地整備課	静岡県都市区画整理組合連合会会費	静岡県都市区画整理組合連合会	280,000	280,000	總會	不明
145	市街地整備課	全国土地区画整理事業推進協議会会費	全国土地区画整理事業推進協議会	35,000	35,000	總會	不明
146	市街地整備課	市街地整備促進協議会会費	市街地整備促進協議会	100,000	100,000	会則	不明
147	住宅政策課	日本住宅協会会費	(一社)日本住宅協会	90,000	90,000	定款	昭和27年度
148	住宅政策課	静岡県住宅行政連絡協議会会費	静岡県住宅行政連絡協議会	75,000	75,000	会則	昭和43年度
149	住宅政策課	公共住宅事業者等連絡協議会負担金	公共住宅事業者等連絡協議会	400,000	350,000	規約	昭和54年度
150	住宅政策課	静岡県住宅振興協議会会費	静岡県住宅振興協議会	400,000	400,000	会則	昭和60年度
151	住宅政策課	住宅市街地整備推進協議会会費	住宅市街地整備推進協議会	20,000	20,000	規約	平成16年度
152	建設政策課	中部の未来創造大賞推進協議会協賛金	中部の未来創造大賞推進協議会	40,000	40,000	規程	平成15年度
153	建設政策課	静岡県国土調査協議会会費	静岡県国土調査協議会	105,000	100,000	規約	昭和36年度
154	建設政策課	全国治水砂防協会静岡県支部会費	全国治水砂防協会静岡県支部	1,260,000	1,062,000	会則	昭和20年度

No.	課かいい名	負担金の名称	支出相手先	27年度 支出額	28年度 支出(予定)額	支出 根拠	支出開始 時期
155	河川課	(一社)全国海岸協会会費	(一社)全国海岸協会	30,000	30,000	会則	不明
156	河川課	南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進実行委員会 分担金	南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進実行委員会	41,214	50,000	会則	平成27年度
157	河川課	(公社)日本河川協会年会費	(公社)日本河川協会	30,000	30,000	会則	不明
158	河川課	静岡県河川協会事業負担金及び会費	静岡県河川協会	605,000	452,000	会則	不明
159	河川課	富士川改修促進期成同盟会 会費分担金	富士川改修促進期成同盟会	30,000	30,000	会則	不明
160	道路保全課	道路交通情報提供業務負担金	(公財)日本道路交通情報センター	5,439,960	5,429,160	協定書	不明
161	道路保全課	静岡県道路利用者会議会費	静岡県道路利用者会議	1,350,000	1,350,000	規約	不明
162	道路保全課	静岡労働基準協会年会費	静岡労働基準協会	2,000	2,000	規約	不明
163	水道総務課	静岡中央地区安全運転管理協会会費	静岡中央地区安全運転管理協会	10,800	42,973	規約	不明
164	水道総務課	静岡南地区安全運転管理協会会費	静岡南地区安全運転管理協会	25,000	22,000	会則	不明
165	水道総務課	清水地区安全運転管理協会会費	清水地区安全運転管理協会	49,117	41,158	会則	不明
166	水道総務課	地方公営企業連絡協議会負担金	地方公営企業連絡協議会	85,000	75,000	規約	不明
167	水道総務課	清水労働基準協会年会費	清水労働基準協会	12,500	—	規約	不明
168	水道総務課	静岡労働基準協会年会費	静岡労働基準協会	—	10,000	規約	平成28年度
169	水道総務課	(公社)日本水道協会会費	(公社)日本水道協会	819,190	800,990	規程	不明
170	水道総務課	(公社)日本水道協会中部地方支部会費	(公社)日本水道協会中部地方支部	233,460	228,280	規程	不明
171	水道総務課	(公社)日本水道協会静岡県支部会費	(公社)日本水道協会静岡県支部	327,676	320,396	規則	不明

No.	課かいい名	負担金の名称	支出相手先	27年度 支出額	28年度 支出(予定)額	支出 根拠	支出開始 時期
172	水道総務課	静岡県公共料金等暴力対策協議会中部支部年会費	静岡県公共料金等暴力対策協議会	30,000	30,000	会則	昭和58年度 ※営業課分担当
173	水道総務課	(公財)水道技術研究センター年会費	(公財)水道技術研究センター	200,000	200,000	規程	不明
174	下水道施設課	静岡工業用水道協力会会費	静岡工業用水道協力会	13,600	13,600	規約	不明
175	下水道施設課	東駿河湾工業用水道協力会会費	東駿河湾工業用水道協力会	10,800	10,800	規約	不明
176	教育施設課	静岡県公立学校施設設備期成会負担金	静岡県公立学校施設設備期成会	4,000	4,000	規約	不明 (昭和35年度頃)
177	教育施設課	全国施設主管課長協議会負担金	全国施設主管課長協議会	4,000	4,000	規約	不明 (昭和32年度頃)
178	教育施設課	全国公立学校建築技術協議会負担金	全国公立学校建築技術協議会	15,000	15,000	会則	不明 (昭和38年度頃)
179	選挙管理委員会事務局	指定都市選挙管理委員会連合会分担当	指定都市選挙管理委員会連合会	160,000	150,000	要覧	平成17年度
180	選挙管理委員会事務局	(公財)明るい選挙推進協会負担金	(公財)明るい選挙推進協会	400,000	400,000	規程	平成17年度
合計				168,745,626	192,467,394		

II 提言

1 内部統制評価

(1) 内部統制評価の目的等

本市の定期監査においては、平成26年度から内部統制に関する点検・検証を実施しており、昨年度は内部統制の有効性を一層高めることを目的として内部統制評価を実施し、市長に対する提言を行ったところである。

本市における内部統制の取組は、会計検査院による不適正経理の発覚や準公金の不正流用事件を契機に、平成23年度に行政管理課に設置した内部統制担当及び「内部統制機能に関する庁内検討委員会」を推進組織として内部統制機能を総合的に連携させることで全庁的に進められ、5年が経過している。しかし、今回の監査結果においても例年と同様の指摘事項等があとを絶たず、各課かみの事務事業事故の発生が繰り返されていた。

一方、国においては、地方制度調査会が「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(平成28年3月16日付け)を行い、首長が内部統制体制を整備・運用するとともにこれを評価し、その結果を監査委員の審査に付す制度の創設を求めている。

このような状況に鑑み、本年度においても、昨年度に引き続き内部統制評価を実施し、提言を行うこととした。

(2) 本年度の定期監査結果の分析

監査結果の分析については、昨年度と同様、指摘等の件数(指摘事項及び指導事項の合計件数)、抽出した会計伝票等の一件書類(以下「伝票」という。)の種別ごとの状況、委託契約に係る指摘等の内容の詳細等を対象に行った。

分析の結果、昨年度と同様に指摘等は委託契約に係る伝票に集中し、その多くは事業決裁の段階で発生していることが分かった。

ア 伝票の種別ごとの指摘等の状況

本年度は、指摘等件数の多い順に委託料(29件)、収入事務(14件)、財産管理(5件)となっており、昨年度と同様の傾向が見られた。

委託料に関しては、昨年度の定期監査で誤りが多く見られたことを勘案し、本年度の定期監査ではリスクアプローチ¹⁵の観点からこれを重点的な抽出対象としたため、伝票の抽出数が他の伝票に比べて多いことも指摘等の件数が多くなった要因ではあるが、抽出した伝票に対する指摘等の割合（39.2%）が昨年度に比べて減少してはいるとはいえ、依然として高いままであった。

また、委託料以外の伝票では、財産管理（行政財産の目的外使用）の指摘等の割合が大きく増加している。

		延べ指摘等件数／抽出伝票総数 (抽出件数対比)	
		平成28年度	【参考】 平成27年度
1	収入事務	14件／78件 (17.9%)	9件／60件 (15.0%)
2	金券類	4件／31件 (12.9%)	3件／41件 (7.3%)
3	9款 旅費	0件／10件 (0.0%)	7件／16件 (43.8%)
	11款 需用費	0件／6件 (0.0%)	0件／9件 (0.0%)
	13款 委託料	29件／74件 (39.2%)	42件／59件 (71.2%)
	19款 負担金、補助及び交付金	1件／11件 (9.1%)	1件／14件 (7.1%)
	財産管理（行政財産の目的外使用）	5件／7件 (71.4%)	3件／9件 (33.3%)
	財産管理（普通財産の貸付）	0件／8件 (0.0%)	1件／5件 (20.0%)
	その他	1件／17件 (5.9%)	0件／20件 (0.0%)
4	フォローアップ	3件／11件 (27.3%)	1件／18件 (5.6%)
合計		57件／253件 (22.5%)	67件／251件 (26.7%)

(注) 表の（ ）は、当該区分における指摘等件数を抽出伝票総数で除して得た数値である。なお、監査結果報告書の指摘事項は異なる伝票の同種の誤りをまとめて記載すること等があるため、延べ件数で表記した上記の件数と、33ページの「定期監査指摘事項等件数一覧」の件数とは、必ずしも一致しない。

また、4の「フォローアップ」の中には、フォローアップ監査により抽出した伝票に関する、前回指摘した事項以外の誤りも含まれているため、34ページの「監査結果フォローアップ報告」の件数とは、必ずしも一致しない。

¹⁵ リスクアプローチ…監査の実施に当たり、監査目的や監査対象におけるリスクを分析し、それに沿った着眼点を設定することで、監査事務の効率化を図る手法のこと

イ 委託契約事務における手続と指摘等の分布状況

アで示した本年度の委託料の指摘等29件の事務手続別の分布状況は、下表のとおりで、昨年度と同様、事業決裁の段階での誤りが多く見られた。

事務手続	指摘等件数	
	平成28年度	平成27年度
抽出伝票数	74件	59件
①予算要求 当該委託に係る予算の要求	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)
②事業決裁 契約書・仕様書、積算額等を含めた決裁	15件 (20.3%)	15件 (25.4%)
③業者選定 業者選定委員会（部会）による審議	1件 (1.4%)	2件 (3.4%)
④公告、見積執行通知 見積参加者への周知	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)
⑤予定価格の決定 所属長等による決定	2件 (2.7%)	5件 (8.5%)
⑥入札（見積）執行 見積参加者の中から受託者を決定	2件 (2.7%)	1件 (1.7%)
⑦支出負担行為伺・決定 財務会計システムによる支出の決定	0件 (0.0%)	2件 (3.4%)
⑧契約の締結 契約書の取り交わし等	4件 (5.4%)	10件 (16.9%)
⑨業務実施 委託業務実施に伴う諸書類の收受等	5件 (6.8%)	3件 (5.1%)
⑩変更契約 必要に応じて行う契約の変更	0件 (0.0%)	2件 (3.4%)
⑪検査・検収 委託業務成果物の確認	0件 (0.0%)	2件 (3.4%)
⑫支出命令・代金の支払 会計管理者への命令及び代金支払	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)
合計	29件 (39.2%)	42件 (71.2%)

(注) 表の（ ）は、指摘等件数を抽出伝票数で除して得た数値である。

なお、事業決裁の段階での誤り15件の分布の状況は、下表のとおりであった。

区分	件数	誤りの例
1) 積算金額の誤り	4	積算金額の計算誤り、算出根拠不明
2) 契約書記載事項誤り	4	実情に合わない契約書の作成
3) 決裁文書起案日誤り	4	予算案の常任委員会審査終了前の起案
4) その他	3	添付資料の漏れ
合 計	15	

(3) 内部統制に関する評価及び提言

本市の内部統制の状況及びその検証の結果は、(2)において述べたとおりである。この結果を踏まえ、本市の内部統制の状況に関し以下のとおり評価するとともに、提言を行う。

ア 事業決裁に係る誤りの低減に向けて

本件監査における指摘等の件数の分布状況は52ページの表に示したとおりであり、依然として委託料の支出事務に関する指摘等の割合が高い。

事業決裁は、起案文書の作成者から順次上司の承認を受けて当該事務処理に係る決裁者（市長又は専決者）に回議して決裁を受けるものであるが、この手続が適正に行われるためには、それぞれの者がその職位に応じた役割を適切に果たしていく必要がある。

この点を踏まえ、以下の3点について提言を行う。

① 担当者の資質向上について

起案文書の作成者は、事業担当者の本分として、事業決裁の作成技術、すなわち、事業の内容及び決裁のルール（事業の背景にある法令・例規の確認、専決区分、決裁の記載事項、決裁文書に添付する書類等）を習得し、熟知する必要がある。

特に、近年は事業決裁の作成技術を問う主任主事試験が廃止されたことや、IT化の進展に伴う事務の効率化により担当者が熟考せずとも文書の作成ができる環境（過去の起案文書の複写等）が整備されたことで、職員が業務上必要な知識を職場で得ることのできる機会が減少していることもあり、根拠法令の精読や事業決裁への記載事項等の確認といった業務上必要となる基本的な知識を習得する機会をこれまで以上に意識的に設けることが求められる。

担当者個人の意識改革が欠かせないのはもちろん、組織としての職場研修や階層別研修の内容・質の一層の充実を図る体制の整備が望まれる。

② 監督職員の意識改革について

事業決裁に関する誤りが毎年度の定期監査で繰り返されることの要因のひとつとしては、監督職員の責務に関する自覚の欠如が挙げられる。監督職員には、その内容の確認や担当者へのきめ細かな助言・指導を行うことにより、事業決裁の最終的な責任を全うすることが求められるはずである。

前ページ下段の表に、事業決裁の誤りの内訳として、積算金額や契約書記載事項、決裁文書起案日の誤りといった事項を挙げたが、これらの誤りは、監督職員が求められる役割を適正に果たしていれば防止することができたものである。この点、平成26年度の組織機構改正において、きめ細かな目配りを行って若手職員の登用及び育成を図ることなどを目的として係制の導入や課長補佐の配置を行うこととされたが、監査の結果を見るとその効果が表れているとは到底言えないものである。

したがって、事業決裁の誤りをはじめとする事務事業事故を今後一層低減していくためにも、監督職員に対して今一度機構改正の目的を周知徹底するとともに、部下への助言・指導を促すための意識改革の徹底を図らねばならない。

③ 統合型内部情報システム（電子決裁システム）の構築を迎えるに当たって

本市は、平成30年度の電子決裁システム導入を予定している。このことは、紙媒体からパソコン画面による決裁への移行等決裁の仕組みを根本的に改めることとなるため、その導入に当たっては、様々な課題が予想されるが、円滑な運用のためにも、リスクやそれに伴う損失の程度、未然防止策とその有効性を予測しておく必要がある。特に、事業決裁のように、内部統制上重要な役目を果たしている手続を改める場合には、新たな手続のもとでも内部統制が有効に機能するよう内部統制の在り方も必要に応じて見直していく必要がある。

このような観点から、本件監査では、内部統制の一翼を担う会計室に対して財務会計上の処理に関する電子決裁の導入による内部統制上の課題を確認したところ、同室からの回答は、設計の前段階である現時点では、具体的な課題を捕捉するにまで至っていないというものであった。

新システム導入の前提として①及び②で触れた担当者の資質向上及び監督職員の意識改革の取組を組織として徹底的に実施するのは当然のことであるが、新システム構築に携わる各所管においては、新たに生じることが見込まれるリスクを丁寧に洗い出すとともに、事業決裁時におけるチェックが十分に機能するための仕組みを遺漏なく構築されたい。

イ リスクチェックシートを活用した内部統制の在り方について

本件監査においては、抽出した伝票の確認のほかにも、対象課かいにおける「リスク分析及び対応等のチェックリスト」（以下「リスクチェックシート」という。）の状況の確認も実施した。リスクチェックシートは、各課かいの日常業務に潜むリスクを洗い出し、事故発生時の影響等をあらかじめ想定し、予防策を明示・実施することで事故発生を未然に防止すること等を目的に作成する本市独自の様式であり、平成23年度から取り組んでいるところである。

市は、各課かいの実態にあったものとなるよう、リスクチェックシートの見直しを行い、業務に有効活用するよう定着を図ることとしているため、監査の過程でその状況を確認したところ、大半の職員がこれを認識し、また、業務上意識して活用していることが認められたが、その一方で、各課かいの実態に合った見直しの実施に関して確認した結果、以下のような不備な点も見られた。

【リスクチェックシートの不備の例】

- ・ 複数の補助金交付事務を処理しているのにもかかわらず補助金交付事務に関する項目が設けられていなかった。
- ・ 現存していない組織の名称が記載されたままになっていた。
- ・ 参照の対象とすべきでないマニュアルを参照の対象としてしまっていた。

リスクチェックシート導入から既に5年が経過するが、その間には、最低制限価格情報の漏えい事件や小学校校舎建築工事設計業務委託に係る不祥事などが発生している。これらのことは、リスクチェックシートに記載されている内容と現実に実施すべき対策との間になお乖離があり、個々の職員がこのシートを活用しきれていない現状を表しているように見える。

折しも、地方公共団体に係る内部統制に関する制度改正が法制化されようとしており、本市においてもこれまでの内部統制の在り方の見直しが求められることから、リスクチェックシートの記載内容や活用方法について、今一度再点検し、必要な見直しを実施されたい。

2 全体を見据えた事業展開（全体最適）の観点から

定期監査においては、本市の組織及び運営の合理化に資する提言をすることを目的に監査対象課かいの業務の内容を、特定のキーワードを念頭に置いた上で調査するとともに、その結果に基づく提言を行っている。

この取組は平成26年度から実施しており、本市の定期監査は毎年度全体の3分の1の課かいを対象としているため、この取組による検証は本年度で庁内を一巡したことになる。

そこで、本年度は、これまでの提言内容を総括することを視野に入れ、「全体を見据えた事業展開（全体最適）」をキーワードとすることとした。

（1）過去の定期監査の状況とキーワード設定の背景

過去の定期監査における提言の状況は、下表のとおりである。

実施年度及びキーワード	提言の趣旨
平成26年度 「連携」と「情報発信」	<p>①中心市街地のまちづくりの推進</p> <p>路上喫煙禁止地区の指定や、中心市街地の公園の占用許可については、積極的な連携をしていくことで、より効果的な事業の実施が期待できることを例に挙げ、まちづくりの推進に関して、庁内・官民の積極的な連携を促す提言</p> <p>②広報戦略の在り方</p> <p>情報発信に対する取組が不足していると思われる事例が見受けられたことを踏まえて、職員が「戦略広報プラン」に沿って、主体性をもって広報に臨む姿勢を持つ必要性を訴えた上で、広報課以外の職員も市広報に積極的に参画するように促す提言</p>
平成27年度 「情報共有」と「人材育成」	<p>① 長、局次長による連携に向けた情報共有の推進</p> <p>平成27年度の機構改正で、局内・局間連携の推進を目的に部制が一部廃止され、局次長制が導入されたが、連携が不十分な事例が見られたため、機構改正の目的を今一度浸透させ、局長・局次長のリーダーシップのもと連携に向けた情報共有を促す提言</p> <p>② 場の実情に合わせた職員の人材育成等</p>

<p>管理部門が策定した新人材育成ビジョン等の計画と現場部門における人材育成計画等が整合していない事例が見られたため、計画の理念を深く浸透させるとともに、管理部門と現場部門が連携しながら現場の実情に即した運用を促す提言</p>

これらの提言は、定期監査の過程において、本市の組織及び運営の合理化の観点から取組が不足していると見られる事例を取り上げ、その改善に資すると思料する意見を付したものであるが、これらの事例に共通しているのは、連携が必要と判断される個々の施策の遂行に当たって、担当している各所管が業務を抱え込んでしまったり、逆に各所管には関連がないものとして逃避してしまったり、といったような、各所管の利益や目的達成（いわゆる「部分最適」）を優先し、市役所又は市政全体における利益（いわゆる「全体最適」）に目を向けない姿勢である。

そこで、本年度は、連携が必要と判断される業務に関して、各所管が「部分最適」に走ることなく、「全体最適」を指向した行動をとっているかどうかを中心に、監査対象課かいの取組の状況を確認することとした。

(2) 全体最適の観点から見た本市の業務の執行状況

本件監査において全体最適の観点から評価した本市の業務の執行状況とその評価は、以下のとおりである。

ア 良い取組であると認められる事例

(ア) 市街地再開発事業の進め方（市街地整備課）

市街地再開発事業においては、平成25年度に「静岡市都市再開発方針」が策定され、実務的には「静岡市における再開発事業の採択について」に従って遂行されている。事業採択に当たっては、「市街地再開発事業等審査委員会」において、具体的な採択基準に従って審査を行うことにより、質と量の両面から多面的にコントロールしつつ事業の誘導を図っている。この手法により、まちづくりに関する各種計画との整合や財政的課題との調整のほか、CCRC¹⁶や保育事業の導入等の市全体の事業の動きを見据えたまちづくりの展開が図られている。その結果、呉服町第1、第2地区や七間町地区をはじめとする市街地のリニューアルが市政全体を見据えたものとなることが期待できる流れができつつあると評価される。

¹⁶CCRC (Continuing Care Retirement Community) …高齢者が社会活動・学習活動に参加することなどにより、健康で活動的に生活するとともに、介護が必要になった場合も地域で医療・介護を受けながら暮らし続けることができる仕組みのこと

(イ) DV相談事業（駿河福祉事務所生活支援課）

平成27年7月に駿河福祉事務所生活支援課に配偶者暴力相談支援センターが開設され、DV相談専用の相談室が設置された。これは、市民局男女参画・多文化共生課が所管する「男女間のあらゆる暴力の根絶」を目標に、様々な部局に跨る事業について5つの基本目標、15の取り組むべき施策を体系的に示す静岡市DV防止基本計画に基づいて設置されたものである。同計画の着実な実施の一端を担うDV相談事業が3区揃って円滑に運営されることによって、DV防止の取組のみならず共生社会実現のための一歩となることが望まれる。

(ウ) 震災時の精神医療チームの在り方（こころの健康センター）

平成28年4月に発生した熊本地震において、本市から初めて災害派遣精神医療チーム（DPAT）が被災地に派遣され、避難所におけるこころのケア活動等を実践した。今回の派遣により見出された課題等を確認したところ、本市が被災した場合に、全国から派遣されるDPATチームを市内に的確に配置するための情報収集や、こころのケアの重要性を認識してもらうことが課題であり、既にDPATに関する関係機関への情報提供や、危機管理総室との連携による自主防災会への研修を実施したとの回答があり、避難所の円滑な運営という大きな目的の達成に向け、とかく忘れがちな精神的ケアの面からの積極的な動きや幅広い連携を意識した課題解決の姿勢が見られた。

イ 取組が不足していると見られる事例

(ア) 墓地埋葬行政の在り方（生活衛生課、戸籍管理課）

今回の監査において、第3次総合計画に掲げられている霊園の整備に関連して、市内の霊園の需要予測と整備計画の連動及び民間墓地の状況を確認したところ、市営霊園の整備に関しては市民局が、民営墓地の許認可に関しては保健福祉長寿局が、都市計画との関連に関しては都市局が、それぞれ別々に担当していて、まとまった対策がとられている状況にはなかった。

高齢化や核家族化の進展及び単独世帯の増加に伴う墓地需要の増加が見込まれる折、一方においては民間墓園の開発が進むなど、まちづくりや環境保全の面からはゆるがせにできない課題も生じつつある。

したがって、市全体を見据えた観点からの墓地の需給調整や周辺環境との調和、都市計画との整合の確保といった課題を解決するために、本市の墓地埋葬行政を総合的かつ一体的に担うための体制作りを早期に進められたい。

(イ) 国際関係事務の在り方と共生都市の実現（MICE・国際課、男女参画・多文化共生課）

第3次総合計画の重点プロジェクトには、国籍、文化、性別、障害の有無等の多様な個性を持つ市民が互いに尊重し、共に暮らすまち「共生都市」の実現が掲げられており、その実現に向けた方策として国際化の進展が挙げられている一方、平成28年度に新設されたMICE・国際課が所管する事務には、経済交流を中心とした「地域外交」の視点からの国際化が掲げられている。

しかしながら、これらの国際化に関する理念は互いに共有されておらず、それぞれの施策の方向性が別物のように見えてしまっている。そのため、男女参画・多文化共生課が所管する静岡市国際交流協会のこれからの役割やパートナーシップの在り方が必ずしも明確にされていなかった。

さらに言えば、「共生都市」の実現に重点を置くならば、多様な人々を受け入れて築く「共生都市」の実現のためには、交流外国人や在住外国人のみならず、LGBT¹⁷、障害者、高齢者、社会的弱者等のあらゆる人々との交流・共生に目を向ける必要があり、そのための市の関係部署は多岐にわたるため、各部署が共生都市に対する市の理念や目指すべき方向性を共有した上で、組織的・計画的に政策を形成し、展開していく必要がある。

(ウ) 簡易水道事業の将来像（生活衛生課）

平成27年度決算審査意見において、簡易水道事業の経営の在り方や将来像、ひいては本市の中山間地における飲料水の安定供給についての総合的な政策をどこがどう責任を持って担っていくのかを早急に明確にする必要があることを提示した。

しかしながら、9月に全庁的検討会を開催したものの、それ以上の進展は見られなかった。決算審査意見でも述べたが、総務大臣通知では、簡易水道事業は、平成31年度までに地方公営企業法に基づく会計に移行することが要請されているため、静岡市簡易水道事業統合計画から外れた3簡易水道の経営の在り方や将来像、中山間地の飲料水対策について、市全体を見据えた上で責任を持って担う部署を早急に明確にし、スピード感を持った対策を講じられたい。

(エ) ケースワーカーの確保（駿河福祉事務所生活支援課）

生活保護現業員（ケースワーカー）の確保については、以前から3区に共通の課題となっているが、今回監査対象となった駿河福祉事務所生活支援課においても、任期付短時間勤務職員が定着しておらず、根本的な解決に至っていない。そこで、今後の解決策を確認したところ、3区からの人員要求を福祉総務課がとりまとめるという従来どおりの対策に留まって

¹⁷ LGBT・・・女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、性別越境者（Transgender）の頭文字をとったもので、性的少数者を指す用語

いたが、従来の対策では解決できていないという現状を踏まえると、人材確保や人材配置の観点から、市全体としてこれを検討課題とし、早急に解決すべき時期に来ているものと考えられる。

(3) むすび

以上が本件監査において「全体を見据えた事業展開（全体最適）」の観点から検証した結果である。本件監査においても、平成26年度及び平成27年度の両年度の定期監査において見られたような、組織間の連携が不足していると見られる事例が散見された。連携の必要性に関しては、過去の定期監査や決算審査の折に再三意見したにもかかわらず、依然としてこうした状況が続いていることは、遺憾である。

行政の業務は多岐にわたるため、各所管に権限を分掌する必要がある。また、分掌の範囲は所管間の事務の重複や空白を避けるためにも明確に定める必要がある。こうした権限の分掌は、複雑な事務を効率的に処理していく上で有用である一方、各所管の利益や目的達成を優先する「部分最適」を促してしまう側面もある。取組が不足していた事例は、いずれも分掌された事務を遂行すること自体を目的とし、住民の福祉の増進を図るという市本来の使命や本市が目指すまちの姿・理念を置き去りにしてしまっているように見える。「部分最適」の総和が必ずしも「全体最適」にはならないことから、いかにして各所管の業務の方向性を「全体最適」と整合させるかが今後の課題である。

過去2年間の提言キーワード「連携」と「情報発信」、「情報共有」と「人材育成」を踏まえて今年度のキーワードとした「全体を見据えた事業展開」を目指す姿勢は、関係する複数の部署の連携による「厚み」と施策の理念を見据えた「深み」のある市政運営に結びつくものと考えられる。

今年度は、そのための組織のあるべき姿について、以下の4点を提言する。

「厚み」と「深み」のある市政運営を行うために、あるべき組織の姿

- ① 各所管が目的に向けた連携を強く意識している組織
- ② 職員が共通の意識を持って情報を共有し、情報の有効発信に努める組織
- ③ 全体を見据えた感覚を持つ人材の育成を心掛ける組織
- ④ 近視眼的な視点ではなく、中長期的な視点をもって有効な政策を立案し、実行する組織

今後は、市長をはじめとする組織のトップの強いリーダーシップの下、あるべき組織の姿を全ての職員に浸透させ、市全体を見据えた「厚み」と「深み」のある市政運営を行うことを要望する。

静岡市監査公表第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を行った結果について、同条第9項の規定により、これを公表する。

なお、監査結果の決定については、浅場武前監査委員及び岩崎良浩前監査委員が関与した。

平成29年4月17日

静岡市監査委員 村 松 眞
同 杉 原 賢 一

記

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 静岡市井川財産区
- 3 監査の方法 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取の方法により監査を実施した。
- 4 監査の範囲 平成28年4月1日から9月30日までに執行された事務事業（一部過年度分も含む。）
- 5 監査の期間 平成28年10月20日から平成29年3月30日まで
- 6 監査の結果 監査した結果、指摘事項及び指導事項はなかった。

静岡市監査公表第3号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を行った結果について、同条第9項の規定により、これを公表する。

なお、監査結果の決定については、浅場武前監査委員及び岩崎良浩前監査委員が関与した。

平成29年 4 月17日

静岡市監査委員 村 松 眞
同 杉 原 賢 一

記

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 静岡市両河内財産区
- 3 監査の方法 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取の方法により監査を実施した。
- 4 監査の範囲 平成28年4月1日から9月30日までに執行された事務事業（一部過年度分も含む。）
- 5 監査の期間 平成28年10月20日から平成29年3月30日まで
- 6 監査の結果 監査した結果、指摘事項及び指導事項はなかった。